

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	未来創造部デジタル行政推進局デジタル行政推進課
委託業務番号	令和6年度 長デジ第18号
委託業務名称	デジタル活用支援にかかるサポーターの養成及び活用業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	高齢者をはじめとするあらゆる世代の方々へのデジタル活用支援において、持続可能な体制を構築するため、市民により身近な場所・シーンでデジタルに関する相談に対応できるサポーター(以下「サポーター」という。)を地域の中で養成、活用することについて委託するもの。
履行期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
契約年月日	令和6年4月1日
契約額(税込)	金996,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 滋賀県長浜市湖北町速水2745番地 [商号又は名称] 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
契約相手方の選定理由	上記事業者は、「ボランティア制度」を管轄しており、サポーターの募集から養成、活用の機会の創出において、そのノウハウを生かし、円滑に業務を遂行できることが期待される。 また、本市で「サロン」など地域の福祉活動の支援を行っていることから、サロン等の活動へのサポーター派遣にかかる調整等をスムーズに実施でき、特に高齢者をはじめとするデジタルに不慣れな市民へより効果の高いデジタル活用支援を実施できることが見込まれる。 したがって、上述の体制とノウハウを持つ唯一の事業者である上記事業者を契約の相手方としたもの。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。